

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	株式会社ビックカメラ
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	東京都豊島区高田3-23-23
工場等の名称	株式会社ビックカメラ 名古屋JRゲートタワー店
工場等の所在地	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-3 地上9階～10階
業種	卸売業、小売業
業務部門における 建築物の主たる用途	物販店
建築物の所有形態	賃貸ビル等(賃貸している建築物)
事業の概要	カメラ、パソコン、OA機器、ビジュアル製品等の販売
計画期間	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和3年7月30日 ～ 令和6年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	(場所) ビックカメラ名古屋JRゲートタワー店9階総合案内カウンター
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	03-3987-8899		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

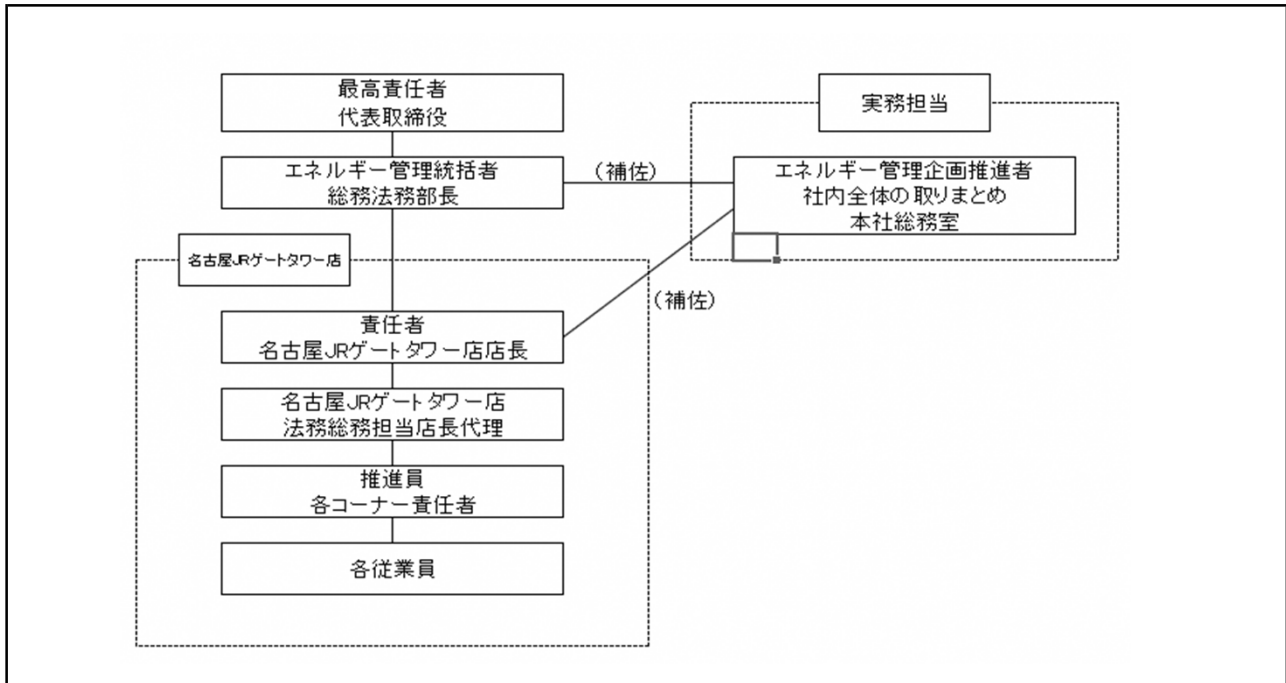
(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

地球温暖化の対策を推進するため、以下の取組を進めている。

- 1, お客様へのサービスを低下させることなく、店舗施設における地球温暖化対策を推進する。
- 2, 従業員一人ひとりがCO2削減計画を理解し、実践する。
- 3, お客様へ当事業場における地球温暖化対策計画の十分な周知を図る。
- 4, 「快適な省エネ生活」に役立つ情報をお客様へ提供するとともに、「より豊かな生活を提案する」ことを基本姿勢として様々な省エネ活動に取り組む。

さらに、環境省が創始した「エコ・ファースト制度」の第1号の認定を平成20年

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和2年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,661	t-CO ₂
①を 除く （温 室効 果ガ ス換 算）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,661	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和2年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和5年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	1,661	t-CO ₂	1,661	t-CO ₂	0.0

項目	基準年度 令和2年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和5年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂	

(2) 目標設定の考え方

基準年度の排出量に関しては新型コロナウイルス感染症対策の影響で時間短縮営業を実施していた為、例年より低い排出量となっている。今後の状況がどう変化していくかが、不透明である為、令和2年度の水準を維持（削減率0%）を目標とする。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
 備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動の実践・冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房時28℃、暖房時20℃を原則とし、徹底する。 ・開店前、閉店後の空調使用箇所の制限をする。 ・建物側と連携をとり入店客数に応じた店内温度に調整をする。 	特に夏場に使用量が多くなりますので、無駄な箇所の冷やし過ぎを店幹部巡回時に確認を行う。
省エネルギー・省資源の行動の実践・照明	<ul style="list-style-type: none"> ・使用していない部屋や時間外の消灯を徹底する。 ・開店前、閉店後の照明の点灯箇所の制限をする。 	開店前の不必要箇所の消灯、閉店後の速やかな消灯を行う。調光システムの導入。

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

5/1～10/31までをクールビズ期間 11/1～3/31までをウォームビズ期間とし、通年ネクタイの着用は自由としている。
